

# 令和8年度 国民健康保険税について

課税内容について：税務課市民税係 TEL 25-1134

資格・給付について：市民課保険年金係 TEL 25-1148

政府は、少子化対策を目的とする「子ども・子育て支援金制度」(\*)を創設し、すべての医療保険において、「子ども・子育て支援金」が加算されることとなりました。

このことから、従来の国民健康保険税(医療保険分・後期高齢者支援分・介護保険分)に加えて、新たに「子ども・子育て支援金分」を合算して納付していただくこととなります。

令和8年度の国民健康保険税納税通知書は、6月11日(木)発送予定です。不明点などありましたら上記まで問い合わせてください。



こども家庭庁  
ホームページ

(※)「子ども・子育て支援金制度」についてくわしくは、こども家庭庁のホームページを確認してください。

|             |             | 改正前 (令和7年度) | 改正後 (令和8年度) |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 医療保険分       | 所得割の税率      | 7.20%       | 7.20%       |
|             | 資産割の税率      | 13.00%      | 13.00%      |
|             | 均等割の金額      | 30,600円     | 30,600円     |
|             | 平等割の金額      | 20,300円     | 20,300円     |
|             | 賦課限度額       | 660,000円    | 670,000円    |
| 後期高齢者支援分    | 所得割の税率      | 3.00%       | 3.00%       |
|             | 資産割の税率      | 2.70%       | 2.70%       |
|             | 均等割の金額      | 12,700円     | 12,700円     |
|             | 平等割の金額      | 8,400円      | 8,400円      |
|             | 賦課限度額       | 260,000円    | 260,000円    |
| 介護保険分       | 所得割の税率      | 2.30%       | 2.30%       |
|             | 資産割の税率      | 3.30%       | 3.30%       |
|             | 均等割の金額      | 12,300円     | 12,300円     |
|             | 平等割の金額      | 6,100円      | 6,100円      |
|             | 賦課限度額       | 170,000円    | 170,000円    |
| 子ども・子育て支援金分 | 所得割の税率      | —           | 0.30%       |
|             | 均等割の金額      | —           | 1,100円      |
|             | 18歳以上均等割の金額 | —           | 60円         |
|             | 平等割の金額      | —           | 700円        |
|             | 賦課限度額       | —           | 30,000円     |

◎子ども・子育て支援金分においては、18歳未満の被保険者に係る均等割が全額軽減されます。

◎今年度は賦課限度額を除き、医療保険分・後期高齢者支援分・介護保険分の税率・金額に変更はありません。

## ●軽減・免除制度について

所得の少ない世帯などについては、軽減・免除制度があります。

くわしくは、納税通知書の同封チラシまたは、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ